皆さんからの意見提言

・　皆さんから寄せられたご意見と議会の対応について（令和 8 年 10 月 23 日）

町内在住のかたから、「地方自治法第 92 条の 2」の違反、および金銭授受による「利益相反」について、議会、および当事者に、事実の確認と説明責任を求める 2 項目のご質問を令和 8 年 8 月 29 日にいただきましたので回答いたします。

（1） 議会へ質問

① 上記の事実に基くと、克彦議員は、2023 年法改正前の3年間で 242 万円受領しています。
これは、悪意が無いとしても、「地方自治法第 92 条の 2」で定める、「地方議会の議員が、自身の属する自治体に対して特定の請負契約を結ぶことや、その役員等になることを禁止する」に対して、「地方自治法違反」と共に、「利益相反となる」ことに当てはまります。議会は、法令違反、利益相反と認めますか？

② 議会は、「地方自治法違反」と共に、「利益相反となる」事を認めない場合、その根拠、理由を提示願います。 根拠の一部として、物的証拠などの開示を求めます。

回答

・① ②【質問趣旨】提示された業務委託及び受領額は、地方自治法第 92 条の 2 にいう請負又は利益相反に当たるか。違法又は適法とする根拠を示されたい。と解して以下のとおり回答します。

・違法および適法について

結論➡今期（令和5年6月1日～）においては、違法性はないと判断します。

理由➡ 令和5年3月1日の地方議会議員の請負規制が総額 300 万円以下であれば認められるため。

・請負について

結論➡ 契約の名称が「委託」又は「委任」であることのみをもって、地方自治法上の請負に該当しないとは言えないと考えます。

理由➡民法上の「請負」と「委任」は区別されるものの、地方自治法第 92 条の 2 にいう「請負」は、議会運営の公正および地方公共団体の事務執行の適正を確保するという立法趣旨から、民法上の請負より広く捉えられるとの見解が示されているため。

③ 調査資料は 2020 年以前のものは無いが、法改正前の3年間で 242 万円という実績。年平均 80 万円、24 年合計 1900 万円と単純試算される。 公職に当たる 1 議員が長年に渡り、「地方自治法」に反して請負契約をし、金銭を受領してきた可能性が多大であるが、この事について議会はどう思うか？

回答

・令和 2 年度から令和 4 年度までの受領額及び長期推計について

結論➡令和 5 年 5 月 31 日以前の長年の事に関しましては、お答えいたしかねます。また個々の議員に対するご質問は個々の議員にお願いいたします。

理由➡ 失職制度は任期中に失職事由が発生すれば当該任期の残期間について議員の職を奪う制度であり、前任期中に兼業禁止規定に該当したことを理由とする決定をおこなうことができないため。

④ 議会は、克彦議員に対して、事の説明を受ける機会は有るか？ ある場合、どのような機会か？それはいつ頃実施されるか？お答えください。
回答
・結論➡ 9月1日（火）議会全員協議会において、小林克彦議員より説明の機会を設けた。

⑤ 下記に議員名簿を記します。 下記図の通り現職 13 名。現職全員が克彦議員と 24 年間議員を共にしてきたわけではないが、6 期（徳武氏、渡辺氏）、5 期（高田氏）は、克彦議員と 20 年以上、議員を共にしてきたといえる。公職の一員として、 長年この違反行為を見逃してきた事になります。法改定が 2023 年なので、1 期目を除き 2 期以上の方も 1 期分は当てはまります。
公職である議員は、自らが法令遵守につとめるとともに、議会は議員一人ひとりが法令遵守につとめを見逃さないためにも一定の監視や、ルールが必要と考えます。
議会として、現在の法令遵守、予算の通し方、法令を遵守するための機能が必要と考えるが、現在はどのような監視機能があるのかお答えください。 また、それが機能していないのでこのような事案が発生しているので、遵守機能強化の対策が必要です。機能強化策をお答え下さい。

⑥ 当事案は、多方面から露呈されています。 地方自治法の裁きは議会とされており、議会での結論前であるため、現時点では疑義という状態である。しかし、このような疑義が上がることは、町民の議会、議員に対しての信頼を損なうような事案です。今後、このような疑義が上がらないための対策は有るか？ある場合、実行、稼働はいつ頃か？
議員を監視する機能を
回答
・⑤ ⑥議会の監視機能及び遵守機能強化、今後疑義が上がらないようにするための対策について
結論➡ 令和8年6月に議長より追加諮問を受け、政治倫理条例の制定に向けた検討中です。
理由➡ 議員の政治倫理と町民への説明責任を明確にするため。

（2）克彦議員へ質問

① あなたは、議員 1 期目の議員研修で「地方自治法第 92 条の 2」で定める、「地方議会の議員が、自身の属する自治体に対して特定の請負契約を結ぶことや、その役員等になることを禁止する」を研修されましたか？

② 「地方自治法第 92 条の 2」で定める、「地方議会の議員が、自身の属する自治体に対して特定の請負契約を結ぶことや、その役員等になることを禁止する」について、2022 年以前の受託実績をどう考えますか？

③ あなたは、2022 年以前の業務受託、金銭授受は、「地方自治法第 92 条の 2」の法令違反、利益相反だと思いますか？思わない場合、理由をお答えください。

④ 理由の根拠として、契約書、請求書などの物的証拠を開示してください。
明確に説明してくださいという意味です。

⑤ 町は、あなたに「業務委託」として発注しています。これについて、あなたはどうお考えですか？

⑥ あなたの生業の土地家屋調査士は、法人ですか？個人ですか？

⑦ 法改正後の受注について、あなたは議会に受注内容、および金額を報告していますか？

回答

・本人への質問と解しています。本人に代わり回答することはできませんので、ご本人に直接ご確認くださいますようお願いいたします。

添付資料 別紙

別紙　行政実例抜粋

【行政実例抜粋】

議員が兼業を禁止されているのは、その行為の態様についてみれば、請負をなすことであり、また請負をなす法人の役員となることであって、禁止の対象とされているのは「請負」そのものである。

ところで、この請負の概念であるが、民法上の請負と自治法上の請負との関係については、自治法上の規定が、地方公共団体の議会の議員が当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与すること等により、直接・間接に事務執行に影響を及ぼすことになる以上は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することが必要であるがゆえに設けられた趣旨であるところから、民法上の請負のみならず広く業務として行われるその他経済的ないし営利的な取引関係に立つものであれば、すべてその対象としなければ当該普通地方公共団体の公正な運営が確保されないと言わなければならないものである。しかし、広く営業としてなされる経済的ないし営利的取引契約であっても、一回限りの現金売買のごとく、継続性及び反覆性のないものは含まれないと考えられており、また取引関係が仮に継続性及び反覆性を有するものであっても、兼業禁止規定の趣旨に反しない場合も含まれないと解されている。

令和４年 12 月の地方自治法の改正により、規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされた（自治法 92 の２）。

また、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額（300 万円（自治令 121 の２））を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされた（自治法 92 の２）。

この改正は、近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第 92 条の２の規定の趣旨を変更するものではない（通知令４.12.16）。

議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当である（通知令４.12.16）。

【行政実例抜粋】

既に前任期が終了してしまつているから、前任期中に兼業禁止規定に該当したことを理由とする決定はもはや行うことができないと解する。なぜなら、失職制度は任期中に失職事由が発生すれば当該任期の残期間について議員の職を奪う制度であるからである。換言すれば、議員の任期は住民の選挙を経て各任期がそれぞれに独立・完結したものであつて、前任期の瑕疵を現任期に承継するものではない。